

## 公 示

「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和5年2月14日

国土交通省関東地方整備局

下館河川事務所長 海津 義和

### 記

#### 1. 協定の目的

本協定は、地震・大雨・台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合に、無人航空機（以下「機体」という。）による災害応急対策活動（被災状況調査）（以下「活動」という。）による緊急的な災害等の状況把握により、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

#### 2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協 定 区 間 下館河川事務所管内
- (3) 協 定 内 容 無人航空機を活用した被災状況調査
- (4) 協 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
  - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格における、「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定

を受けていること。)

- ② 令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A・B・C 又は D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 (2)）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、関東地方整備局長から地方支分部局所掌の工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 以下に掲げる資格要件を満たし、かつ、申請書で確認できる者とする。

| 資格要件    |  |
|---------|--|
| 地理的条件   | (別記様式—2)<br>① 関東地方整備局管内に本社、支店又は営業所を有する者であること。<br><br>なお、上記以外は選定しない。  |
| 許可承認の可否 | (別記様式—3)<br>① 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による許可及び同法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定による承認を受けることができる者であること。<br><br>なお、上記以外は選定しない。 |
| 機体の性能等  | (別記様式—4)<br>① 活動時に使用する機体が、航空法第 132 条の登録をされており、かつ、静止画・動画の撮影が可能であること<br>(複数台所有している場合には、全て記入すること。)<br><br>なお、上記以外は選定しない                                     |

|      |  |
|------|--|
| 実施体制 | (別記様式－５)<br>① 活動時に無人航空機を飛行させる者が確保できること。<br><br>なお、上記以外は選定しない         |
|      | (別記様式－６)<br>① 活動時に１班以上（１班あたり３人以上）の出動体制を確保できること。<br><br>なお、上記以外は選定しない |

#### 4. 申請書類

- ① 協定参加資格確認申請書（別記様式－１）
- ② 本店、支店又は営業所の所在地が確認できる資料（別記様式－２）
- ③ 「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を受けることが確認できる資料（別記様式－３）
- ④ 活動時に使用する無人航空機の性能等が確認できる資料（別記様式－４）
- ⑤ 活動時に無人航空機を飛行させる者が確認できる資料（別記様式－５）
- ⑥ 活動時の出動体制が確認できる資料（別記様式－６）
- ⑦ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査への申請書（受付が確認できるもの）  
または国土交通省競争参加資格認定通知書の写し

#### 5. 申請書類の交付及び提出

##### (1) 申請書等の交付

- 1) 下館河川事務所のホームページにて交付する。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

- 2) 上記１) による交付方法で入手ができない場合は、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記（２）２) 受付場所に持参することにより電子データを交付する。なお、この場合は、事前 にその旨、連絡するものとする。

交付期間：令和５年２月１４日（火）から令和５年３月３日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

##### (2) 申請書等の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送等（書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、FAX、電子メールによるものは受け取らない。

##### 1) 受付期間

令和５年２月１４日（火）から令和５年３月３日（金）までの土曜日、日曜

日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

2) 受付場所

〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所 調査課

TEL 0296-25-2171

3) 提出部数

書面1部 (A4サイズ)

6. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

質問書類の様式は任意とし、書類を持参、郵送（書留郵便等記録が残るものに限る）、又はFAXにより提出すること。

(2) 受付期間

令和5年2月14日（火）から令和5年2月20日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

(3) 提出場所

上記5. (2) 受付場所に同じ

FAX 0296-25-3019

(4) 回答方法

回答期間及び回答方法

1) 回答方法：下館河川事務所ホームページ及び閲覧にて回答する

2) 回答予定日：令和5年2月27日（月）

3) 閲覧期間：令和5年2月27日（月）から令和5年3月1日（水）での土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4) 閲覧場所：5. (2) 受付場所に同じ

7. 協定締結

「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面にて通知する。

なお、通知は令和5年3月15日（水）を予定している。

8. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない者は、下館河川事務所長に対して締結できない理由について、

以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。

(1) 提出方法

書面を持参より提出すること。(郵送及びFAX等によるものは受け付けない。)

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水）から令和5年3月23日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

(3) 提出場所

5.(2) 受付場所に同じ

(4) 回答期限及び方法

令和5年3月30日（木）までに書面により回答する。

9. その他

(1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書は、協定参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 連絡先等調査

協定締結後に連絡先及び資器材等の調査に協力すること。

1) 調査内容

・ 緊急時、平常時の担当者連絡先

氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、電子メールアドレス、携帯電話の番号及びメールアドレス

・ 機体数等の調査

緊急時に準備できる無人航空機の機体、無人航空機を飛行させる者、出動体制（班数）

・ 他機関との協定締結状況

2) 調査時期

毎年4月中に調査依頼する。

3) 提出先

5.(2) 受付場所と同じ。

4) 提出方法

電子メール、郵送、又は持参による。

(5) 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるが、無人航空機の航行の安全や、地上の人家等の安全が損なわれないように、協定会社

は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

なお、航空法の許可・承認の申請手続き等については、下館河川事務所及び協定会社は協力して事務手続きにあたるものとし、協定会社の操作技能等向上のために試験撮影飛行や慣熟撮影飛行等を行う際には、下館河川事務所が管理する河川区域（未占用の高水敷等）を利用できるよう配慮するものとする。

以上

## 無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 海津義和（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）の実施に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 本協定は、下館河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）（以下「活動」という。）により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

## （活動の内容）

第2条 無人航空機（以下「機体」という。）を活用した被災状況調査とする。

## （活動の実施区間）

第3条 活動の実施区間は、下館河川事務所管内とする。（別紙－1）

## （出勤の要請）

第4条 甲は、河川に災害が発生し、必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により乙に出勤を要請するものとする。なお、乙は、近年の異常気象を顧み、自然現象及び予期できない災害等が発生した場合は、常に最新の気象情報に留意するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合は、直ちに活動を実施するものとする。
3. 乙は、要請を受け活動を実施する場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、要請を受け活動を実施する場合、速やかに無人航空機を飛行させる者を定めるものとする。（現場責任者を兼ねることができる。）なお、やむを得ない事情により「協定参加資格確認申請書」に記載した「無人航空機を飛行させる者」から定められない場合は、甲と協議し、同等の資格を有するものを指定するものとする。
5. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

## （活動の指示）

第6条 活動の指示は、下館河川事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

## （活動の完了）

第7条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、活動を完了したとき電話等の方法により、

直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(活動の実施報告)

第8条 乙は、活動の完了後、活動開始時刻、終了時刻及び出動人員等を速やかに書面により甲へ報告するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第9条 本協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、業務単位で随時加入する方式または直前1年間の完了業務高により掛け金を算出し保険期間内の業務を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(契約の締結)

第10条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用を第10条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、第11条の規定により請求を受けた時は、その内容を精査し、第10条により締結した契約に基づき、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 活動の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、または機体等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに甲へ電話等にて報告するとともに、その事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

2. 活動の実施にともない、明らかに乙の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼした時は、乙がこれを負担するものとする。

(機体等の報告、提出)

第14条 乙は、予め災害時に備え、緊急時に準備できる機体、無人航空機を飛行させる者及び出動体制(班数)を把握し、定期的(年1回程度)に甲へ書面により報告するものとする。



2. 乙は、前項の報告内容に著しい変更が生じたとき、または機体等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

#### (活動の特例)

第15条 甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

#### (航空法における許可等)

第16条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

2. 航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたるものとする。
3. 乙の操作技能等向上のために、試験撮影飛行や慣熟撮影飛行等を行う際には、甲が管理する河川区域（未占用の高水敷等）を利用できるよう、甲は配慮するものとする。

#### (研修等への参加)

第17条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

#### (有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### (協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、測量または土木関係建設コンサルタント業務のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。
3. 乙が国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合はこの協定を適用しない。

#### (協定の解約)

第20条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

2. 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第21条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第22条 この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県筑西市二木成 1753

国土交通省 関東地方整備局

下館河川事務所長 海津 義和

乙

# 下館河川事務所管内

